

第2次袋井市人権啓発推進計画

令和3年3月
袋 井 市

目 次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	4
3 計画の位置づけ・期間	4
4 第1次計画での取り組みの評価	6
5 計画の基本理念	9
6 人権施策の推進	10
7 計画の体系	12
第2章 人権教育・啓発の推進施策	14
1 人権意識の高揚のための施策	14
(1) 人権教育の推進	14
(2) 人権啓発の推進	17
2 人権擁護と救済のための施策	19
(1) 相談体制の充実	19
(2) 様々な人権侵害への救済	21
3 個別の人権問題解決のための施策	22
(1) 女性をめぐる人権問題	22
(2) 子どもをめぐる人権問題	24
(3) 高齢者をめぐる人権問題	27
(4) 障がいのある人をめぐる人権問題	29
(5) 同和地区住民をめぐる人権問題	32
(6) 外国人をめぐる人権問題	34
(7) 感染症患者をめぐる人権問題	36
(8) 犯罪被害者をめぐる人権問題	38
(9) インターネットによる人権侵害	39
(10) 性的指向・性自認をめぐる人権問題	41
(11) 様々な人権問題	43
第3章 計画の推進	44
1 推進体制	44
2 計画の進行管理	44
資料編	46
1 計画策定の経過	46
2 袋井市人権問題啓発推進協議会要綱	47
3 袋井市人権問題啓発推進協議会委員名簿	48
4 用語解説	49

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景

(1) 国内外の動き

世界の人々は、20世紀の二度にわたる悲惨な世界大戦を経験し、「平和」や「人権」がいかに大切かということを痛感しました。その反省と世界の平和と安全を維持することや、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすことなどを目的として、昭和23(1948)年に国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「世界人権宣言」は、世界の人権に関する規律の中で最も意義あるものとされています。

その後、国連は「世界人権宣言」を実効性のあるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめ「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの人権に関する条約を採択し、重点的な人権問題の解決に「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を決議して、世界の人々に人権尊重、差別撤廃を呼びかけました。

さらに国連は、平成6（1994）年の第49回総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画を採択しました。その後、平成16（2004）年には、この「人権教育のための国連10年」の取り組みを踏まえ、「人権教育のための世界計画」を開始し、このうち平成17(2005)年から平成19(2007)年までを第1段階としました。令和2(2020)年からの5年間の第4段階では、平等、人権及び非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育や研修を青少年を対象として実施し、包摂的で平和な社会づくりに取り組んでいます。

また、国連は平成27（2015）年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、そのための持続可能な開発目標（SDGs）を公表しました。このSDGsに対して、各国で令和12（2030）年の目標達成に向けた取り組みが進められています。

わが国においては、昭和22（1947）年に、基本的人権の尊重を理念の一つとする「日本国憲法」が施行され、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（第14条）」と規定するなど、すべての人々の基本的人権を、侵すことのできない永久の権利として保障しています。

また、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、昭和54（1979）年の「国際人権規約」、平成7（1995）年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの条約を批准して問題の解決に取り組んできました。

そして、平成9（1997）年に「人権擁護施策推進法」が施行され、同年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする人権重要課題への対応など、具体的な取り組みが示されました。

平成12（2000）年には、人権の擁護に資することを目的に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進にあたり、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされ、平成14（2002）年に人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されています。さらに、学校教育において、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、平成16（2004）年に「人権教育の指導方法等の在り方について（第一次とりまとめ）」が、平成18（2006）年にこの「第二次とりまとめ」、平成20（2008）年に「第三次とりまとめ」が公表されました。

その他、「児童虐待の防止等に関する法律」や「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「改正DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」など個別の人権関係法の整備や改正が進み、わが国固有の人権問題である同和問題については、平成8（1996）年に国が開催した地域改善対策協議会の意見具申において、差別意識の解消を図るためにあたっては同和教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発にすべきであると提言しています。その後、平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、人権問題への対応を進めています。

（2）静岡県の取り組み

静岡県では平成14（2002）年、静岡県総合計画の中に「人権尊重の意識が定着した人権文化の創造」を位置づけ、平成16（2004）年には、「人権啓発センター」を県民が気軽に訪れ、利用できることを目的に、静岡県総合社会福祉会館に移転するなど、県民の人権意識高揚に向け取り組みを進めてきました。さらに、人権尊重の意識が生活の中に定着し、だれもが幸せに暮らせる静岡県の実現を目的として、「静岡県人権施策推進計画（ふじのくに人権文化創造プラン21）」を平成17（2005）年に策定し、この計画に基づき、様々な人権施策を展開しています。

また、県教育委員会においても、平成18（2006）年度に「静岡県教育計画『人づくり』2010プラン後期計画」を策定し「未来をひらく『意味ある人』づくり」を基本目標に掲げ、あらゆる教育の場において、人権の意義や重要性に対する正しい理解を得るために取り組みなどを進めてきました。

その後、「ふじのくに人権文化創造プラン21」策定後に生じた課題や新たに整備された法制度、計画等に対応するために、「静岡県人権施策推進計画〔ふじのくに人権文化推進プラン〕」を策定し、都度計画の見直しを行いながら、県民の人権問題への取り組みを

呼びかけ、人権尊重の意識が社会に定着した人権文化の一層の推進を目指して、人権施策を総合的かつ計画的に推進しています。

(3) 袋井市の現状と取り組み

ア 袋井市の現状

袋井市では、合併以前から、同和問題の解決のために、様々な施策を展開するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等全ての市民が社会的身分、門地、人種、信条、性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されるまちとなるよう、様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、核家族化やひとり親家庭の増加に加え、生活に困窮する家庭の増加や子ども・配偶者などへの暴力が大きな社会問題となっています。他にも、高齢者、障がいのある人、同和地区住民や出身者、外国人などに対する差別、虐待、社会参加の阻害など、依然として人権上の問題が解決されずに残っています。

さらに、市民の人権尊重の意識には個人差があり、グローバル化の進展により在留外国人のさらなる増加や定住化、多国籍化が進行する中、市民が様々な国の文化や生活習慣の違いを理解することが求められていることや、LGBT 等性的少数者についての認知は進みつつあるものの、当事者の悩みや生きづらさ等への理解は未だ進んでいない状況です。これらの状況に的確に対応した取り組みが求められています。

イ 袋井市の取り組み

本市では、平成27(2015)年9月に策定した「第2次袋井市総合計画前期基本計画」において、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、個性と能力を発揮できる共生社会の確立を目的に、人権意識の向上と人権擁護、男女共同参画社会の実現、女性の活躍の推進、生活困窮家庭の生活支援、虐待の予防及び早期対応などを基本方針として、人権にかかわる施策を常に市政の重要施策として位置付け、人権尊重の理念の普及に努めるとともに、様々な人権問題の解決に向けた取り組みを進めております。

また、これまでの計画策定などの取り組みといたしましては、昭和54(1979)年に、「袋井市同和対策基本計画」を策定し、同和問題対策推進協議会を設置し、同和問題の解決のための諸施策を推進してきました。

平成9（1997）年には、人権問題啓発推進協議会を設置し、人権同和問題の正しい理解や、人権意識の高揚を図るための方策を研究協議してきました。

さらに、平成27(2015)年3月には、最初の計画となる第1次人権啓発推進計画を策定し、様々な人権に関する施策を推進してきました。

また、岡崎会館では、昭和62(1987)年の開館以来、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして、同和対策審議会の答申、並びに地域改善対策審議会の意見具申に鑑み、地域や周辺地域の住民に対して、各種相談事業をはじめ、人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行っています。

さらに、自治会連合会、コミュニティセンター、笠原地区人権問題啓発協議会等との協働により、笠原ふれあい夏まつりや人権講演会を開催するなど、地域住民の生活、文化の向上、社会的経済的に偏見や差別のない明るい社会の実現をめざして活動しています。

2 計画の目的

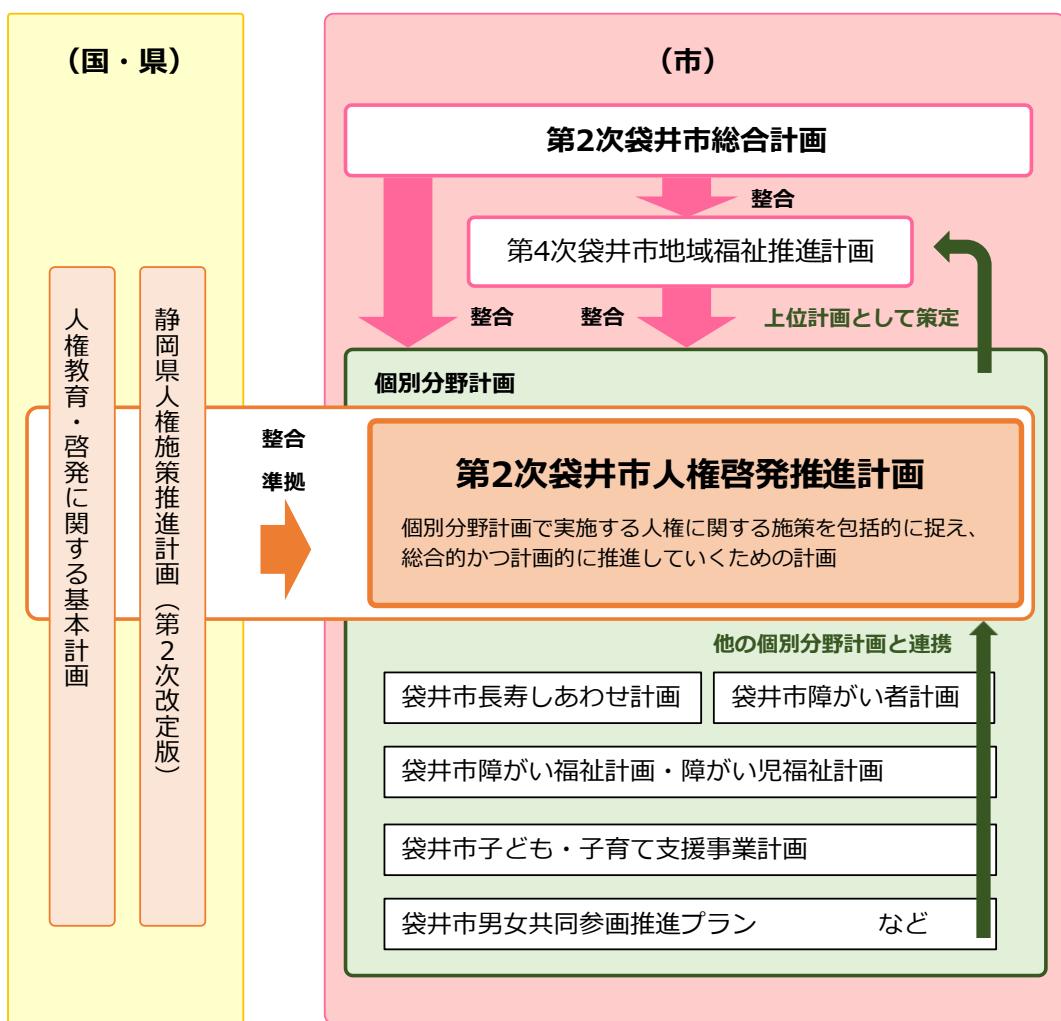
人権に関する問題は、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権、同和地区住民の人権、外国人の人権など多岐にわたり、これらの人権問題に対し、本市においても様々な取り組みを推進してきました。

しかし、社会構造が多様化・複雑化する中、人権問題についても多様化・複雑化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、体罰、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などの発生が社会問題となっています。また、近年では、インターネットによる人権侵害、LGBT 等性的少數者に対する差別など、新たな問題も生じています。

本計画は、このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、誰もが共生できる社会を見据え、市民の人権意識を高揚し、あらゆる分野において人権尊重の視点が生かされるよう、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

3 計画の位置づけ・期間

- (1) 本計画は市の最上位計画である「袋井市総合計画」との整合を図るとともに、「袋井市地域福祉推進計画」など関連する計画と整合を図ります。
- (2) 本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、「袋井市総合計画」の見直し時期に合わせて、市民意識調査などを活用しながら、課題や取り組み内容を見直します。



4 第1次計画での取り組みの評価

袋井市では、平成27年3月に「袋井市人権啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

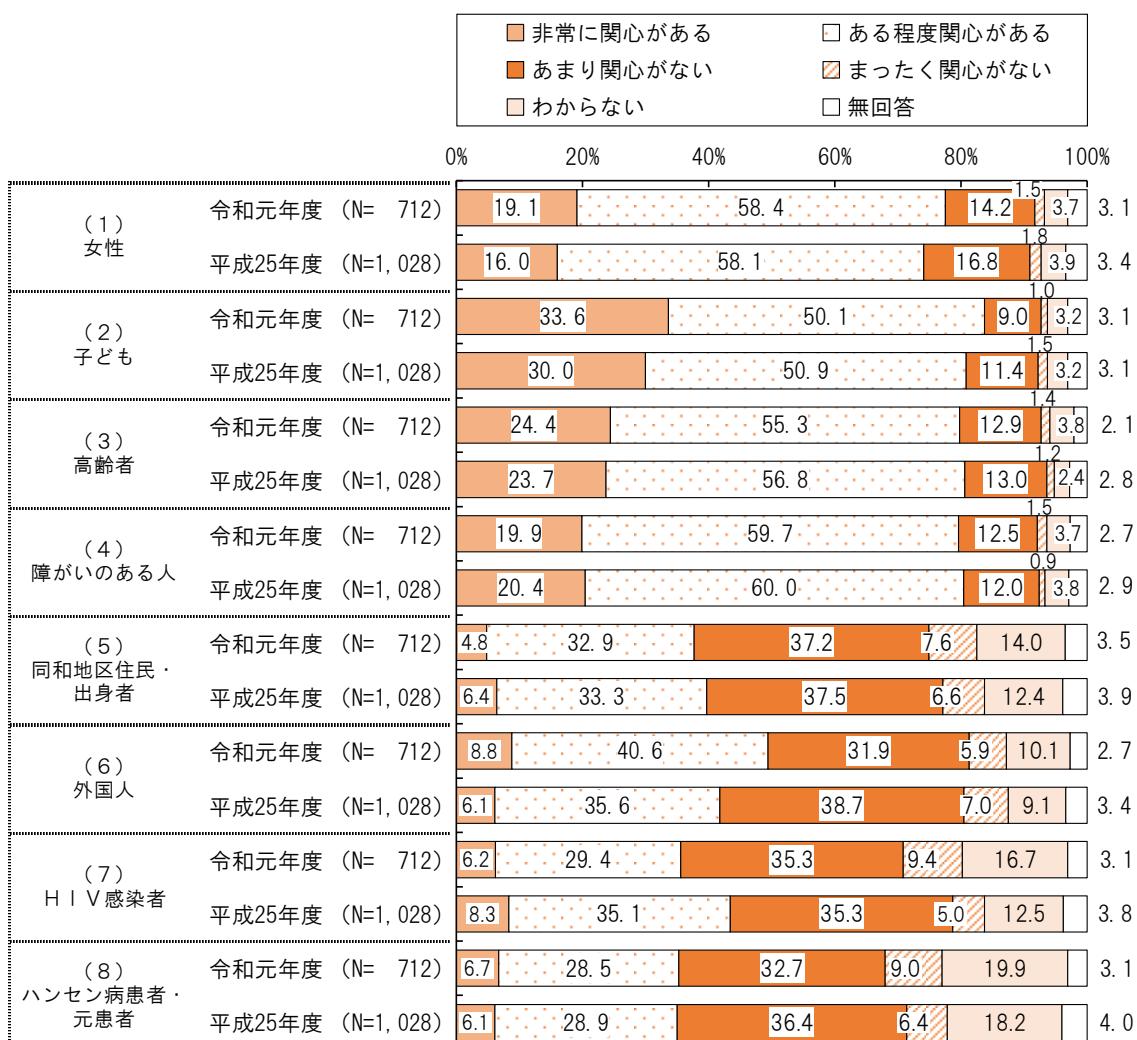
「互いの人権を尊重し、思いやりや助け合いがあふれる共生社会の実現」を基本理念として、以下3項目の施策分野の達成に向けて取り組みを進めてきました。

昨年度実施した人権問題に関する市民意識調査結果の中で、平成25年度に実施した市民意識調査と比較して「女性」、「子ども」、「外国人」の人権問題への関心が高まりました。

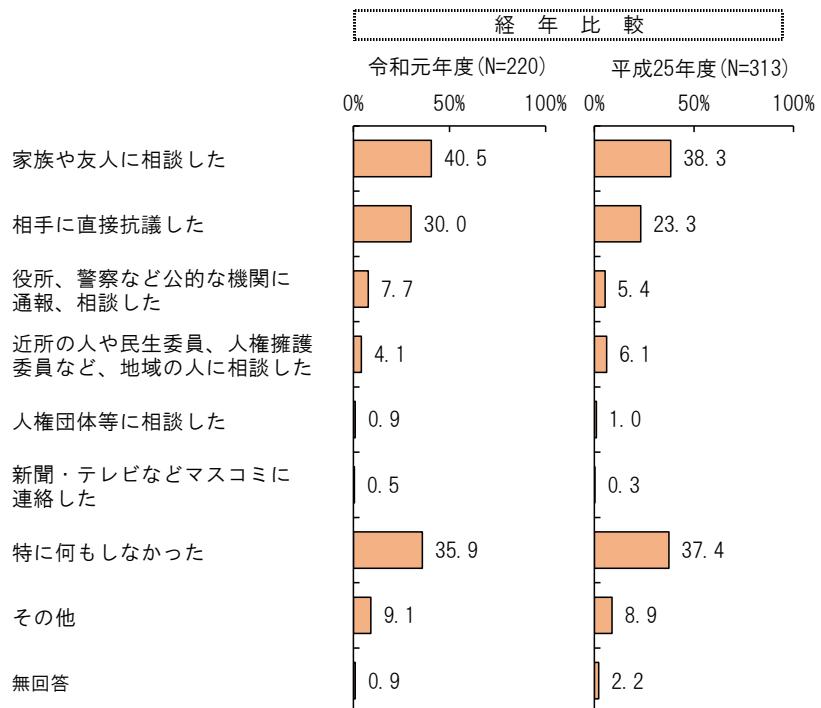
また、「自分の人権が侵害されたと思ったとき、どのような行動をとったか」の問い合わせに対して、「家族や友人に相談した」、「相手に直接抗議した」、「役所、警察など公的な機関に通報、相談した」等、何らかの行動を起こした人の割合が増加した一方、まだ高い割合であり課題は残されておりますが、「特に何もしなかった」と回答した人の割合は減少しました。

これらの結果につきましては、人権意識の推進、人権啓発の推進等の取り組みによる効果も要因であると考えています。

(参考) 各種人権問題についての関心（人権問題に関する市民意識調査結果）



(参考) 自分の人権が侵害されたと思ったとき、どのような行動をとったか（人権問題に関する市民意識調査結果）



3項目の施策分野に対する評価は、次のとおりです。

(1) 人権意識の高揚のための施策

ア 人権教育の推進

教職員を対象に、人権・同和教育についての研修会を開催したほか、德育推進事業単独ではなく、「心をはぐくむ講座」を中心とした他事業と連携し、相乗効果を図りつつ取り組みを推進しました。

イ 人権啓発の推進

コミュニティセンター乳幼児・小学校・思春期家庭教育学級生及びその配偶者を対象とする「心をはぐくむ講座」や、人権問題等について取り上げ、家庭や学校、地域社会等みんなで取り組む大切さを学ぶ機会として、「人権文化創造講演会」を開催し、人権啓発の推進を図りました。

(2) 人権擁護と救済のための施策

ア 相談体制の充実

県弁護士会浜松支部の弁護士による「市民法律相談」により、年間約200件の相談に応じてきました。

イ 様々な人権侵害への救済

職員の資質向上のため各種研修に参加してきたほか、各種広報媒体を通じて、救済につながる様々な相談窓口や制度などを適切に利用できるように市民向けに広報を行いました。

(3) 個別の人権問題解決のための施策

ア 女性の人権

セミナーや講演会などを通して、男女共同参画意識の醸成を図ったほか、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、周知カードを作成し、市内の公共施設、医療機関、市内大型店舗のトイレ、コンビニ等に配架し、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行いました。

イ 子どもの人権

子ども家庭総合支援拠点として、家庭児童相談員や市職員が、児童虐待をはじめ、子育てや子どもの発達、家庭環境、学校生活、非行などの多岐に渡る子どもや家庭に関する相談に応じ指導を行ったほか、「要保護児童地域対策協議会」の代表者会議を年2回、実務者会議を年12回、個別ケース検討を随時開催し、虐待を受けた児童への支援を行いました。

ウ 高齢者の人権

シニアクラブ活動支援事業により健康と生きがいづくりを推進したほか、袋井市総合健康センターを拠点として総合的な認知症の予防と対策を推進し、市民に認知症に対する理解を深めるため、啓発活動を実施しました。

エ 障がいのある人の人権

0歳から18歳までの子どもたちを対象に、1人ひとりの育ちをトータルでサポートする総合的・系統的な相談・支援事業を実施したほか、トイレの洋式化、廊下や出入り口の幅の確保、段差の解消、エレベーターや多機能トイレの設置等、教育施設のバリアフリー化を推進しました。

オ 同和地区住民の人権

市の新規採用職員や教職員を対象に研修会を開催し、同和教育の推進を図ったほか、岡崎会館において、地域住民が人権同和問題を正しく理解し、差別と偏見のない明るい社会を実現するため、人権啓発を推進しました。

カ 外国人の人権

「地域日本語講座」や「日本語支援者養成講座」、「外国人防災支援事業」等を開催し、多文化共生社会を推進したほか、初めて日本の公立小中学校に編入する児童・生徒に対し、隨時、初期支援教室を開催するなど、在住外国人児童・生徒の教育環境の充実を図りました。

キ 感染症患者の人権

ジカ熱、デング熱、新型コロナウイルス感染症をはじめ、各種感染症に関する情報を市ホームページに掲載したほか、注意喚起のリーフレットを全戸配布するなど、感染症に対する正しい知識の普及に努めました。

ク 様々な人権問題

広報紙やパンフレットなどにより、様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進しました。

5 計画の基本理念

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利であります。

本市では総合計画において、まちの将来像を「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」とし、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して、共生社会の確立に取り組むとしています。

誰にとっても安全・安心で暮らすことのできるまちづくりには、市民一人ひとりが自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重する環境を育んでいくことが重要です。

互いの権利を認め合う環境をつくることで、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いを思いやりながら、自分らしい暮らしを営んでいくことで、地域の中で互いを支え合う共生のまちが生まれます。

市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、即ち人権尊重の意識が根づいた地域社会の構築をめざして、本計画では基本理念を「互いの人権を尊重し、思いやりや助け合いがあふれる、共生社会の実現」とします。

〔基本理念〕

**互いの人権を尊重し、
思いやりや助け合いがあふれる
共生社会の実現**

6 人権施策の推進

人権は、人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることが、世界人権宣言でも明記されています。

日本国憲法においても、国民主権（主権在民）、平和主義とともに、基本的人権の尊重を三大原則としています。そして、基本的人権はすべての人間が生まれながらにして持つ、決して侵してはならないものとしています。

私たちは社会の中で、ひとりだけで生きているのではなく、多くの人々とのつながりや相互依存によって生きています。私たち一人ひとりの人権は、すべての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは他の人の権利を侵害することもあります。

権利の行使には義務と責任が不可分であり、権利を乱用することの無いよう、権利についての正しい知識を持ちつつ、他人の人権の保護を配慮することも重要となります。

人権施策とは、このような考え方のもと、本市がめざす人権尊重社会の実現に向けて総合的に取り組む諸施策であり、以下の3つの分野により推進します。

- (1) 人権意識の高揚のための施策
- (2) 人権擁護と救済のための施策
- (3) 個別の人権問題解決のための施策

◆ S D G sについて

平成 27 (2015) 年に国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。「持続可能な開発目標(SDGs)」は、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標・169 のターゲットから構成されています。

本計画では、第2章で示す各施策と、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の各目標との関係性を整理し、関連付けて推進していきます。

第2次袋井市人権啓発推進計画と特に関連のある S D G s の目標



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う。



国内及び各国家間の不平等を是正する。

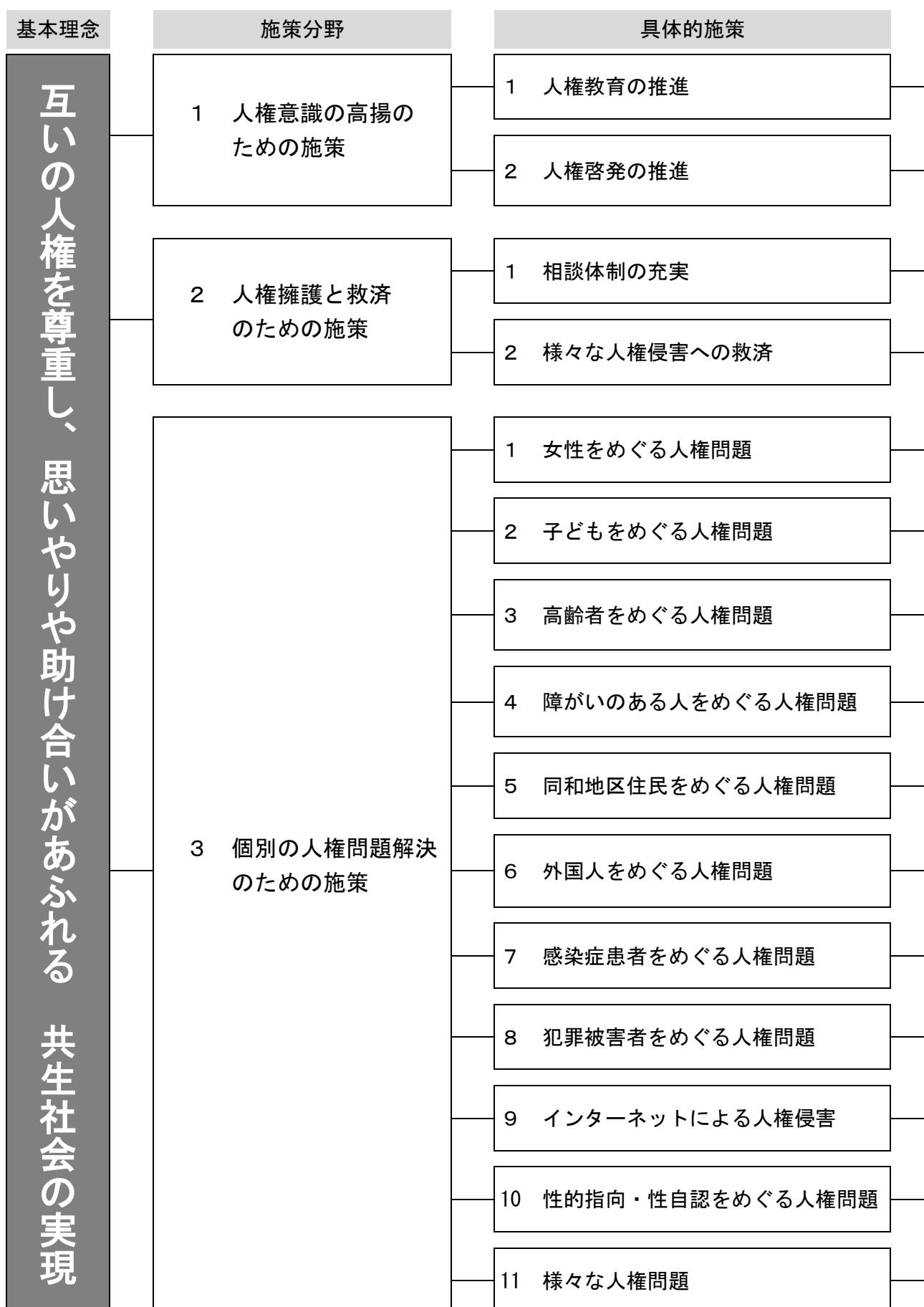


持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

7 計画の体系



推進施策

1 学校教育の充実

2 徳育の推進

1 人権に関する知識習得の推進

2 人権擁護活動の推進

3 学習機会の提供

4 人権問題啓発指導員の養成

1 人権問題に対する相談体制の充実

1 救済につながる制度の広報の推進

2 相談機関のネットワークづくりの推進

1 男女共同参画の理解の促進

2 あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援

3 誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備

1 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

2 要保護児童への支援

3 子どもの貧困対策の推進

1 高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動の充実

2 健康と生きがいづくりの推進

3 高齢者の権利擁護と虐待防止

4 災害時・緊急時の支援

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

2 発達・療育支援環境の充実

3 人権の尊重と権利擁護の促進

4 障がいのある人に対するやさしいまちづくりの推進

1 差別意識の解消に向けた啓発活動の推進

2 同和教育の推進

3 岡崎会館における学習・交流の充実

1 情報発信の充実

2 在住外国人児童・生徒の教育環境の充実

3 外国人対応窓口の充実

4 日本人への多文化共生の啓発

1 感染症に対する正しい知識の普及

2 感染症患者等の相談の実施

1 犯罪被害者等への広報の推進

2 犯罪被害者等に対する相談支援体制の充実

1 インターネットに関する知識・能力の向上

2 インターネットによる人権侵害に対する関係機関との連携

1 差別意識の解消に向けた啓発活動の推進

2 教員、職員への研修

1 様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発の推進

第2章 人権教育・啓発の推進施策

1 人権意識の高揚のための施策

人権教育及び啓発の推進に関する法律の基本理念（第3条）に示すように、人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会を実現するため必要な取り組みについて、市民一人ひとりがその理念を理解して体得できるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて多様な機会の提供、効果的な手法を用いて、人権教育、人権啓発を推進します。

人権教育とは、「人権尊重の精神が自然と身につくことを目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

（1）人権教育の推進



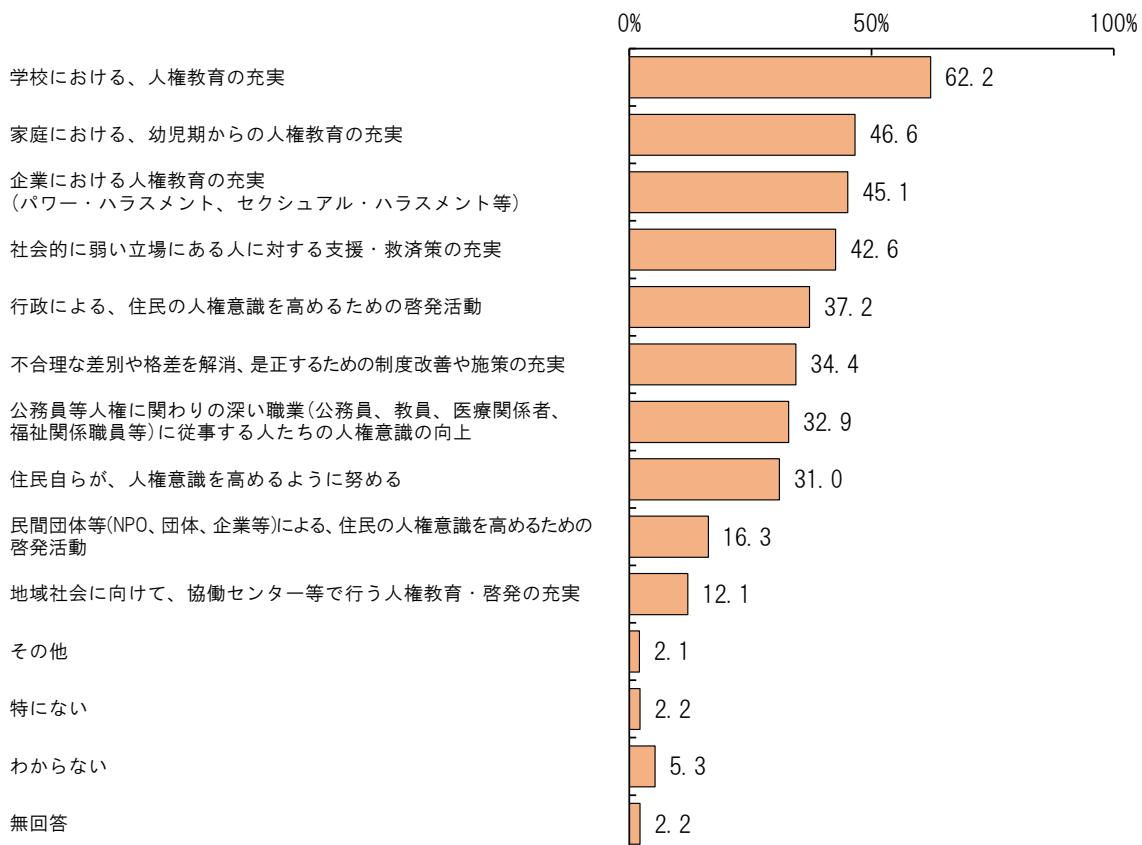
ア 現状と課題

人権教育は市民一人ひとりの生涯の中で、様々な機会を通じて実施されることで効果をあげるものです。令和元年度に実施した人権問題に関する市民意識調査（以降、「市民意識調査」という。）の結果をみると、人権が尊重される社会の実現のためには、子どもの頃からの人権教育が必要と考える意見が多く、幼い頃から人権の意義や重要性を知識として身につけ、人権感覚を培う学校教育、日常生活の中で人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚の育成を図る社会教育が重要です。

そのために、人権教育を行う教職員等の資質を向上させるとともに、子どもたちが社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることが出来るように、家庭、地域との連携・協力が必要となってきます。

【人権が尊重される社会を実現するために必要だと思う取り組み】

(N=712)



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が正しい人権感覚を身につけるため、人権に関するビデオやDVDなどビデオライブラリーの活用、また県が発行した人権教育の手引書等を参考にした参加体験型人権学習を行うなど人権教育の充実に努めます。 ・児童生徒が同和問題などの人権問題に対し、正しい理解が図られるよう人権教育を推進します。 ・児童生徒の自尊感情を育てる教育を推進します。 ・教育支援センターを運営し、不登校児童生徒やその保護者からの相談への対応など自立支援を行います。 ・袋井市内に初めて勤務する教員や各校の人権教育担当者を対象とした人権同和教育研修会や教員の更なる人権感覚の向上及び人権教育プログラムの効果的な活用方法等の理解を深めるなど教員研修の充実を図ります。

No.	推進施策	内 容
2	德育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する正しい理解を深め、子どもの人権感覚をはぐくむ親の役割を再認識し、他者の人権を尊重する地域づくりを考える機会として「心をはぐくむ講座」をコミュニティセンターの家庭教育学級で保護者を対象に開催し、家庭教育、人権教育などを通じて、德育を推進します。 ・地域での青少年健全育成活動におけるあいさつや声掛けを通して、地域における德育を推進します。

(2) 人権啓発の推進



ア 現状と課題

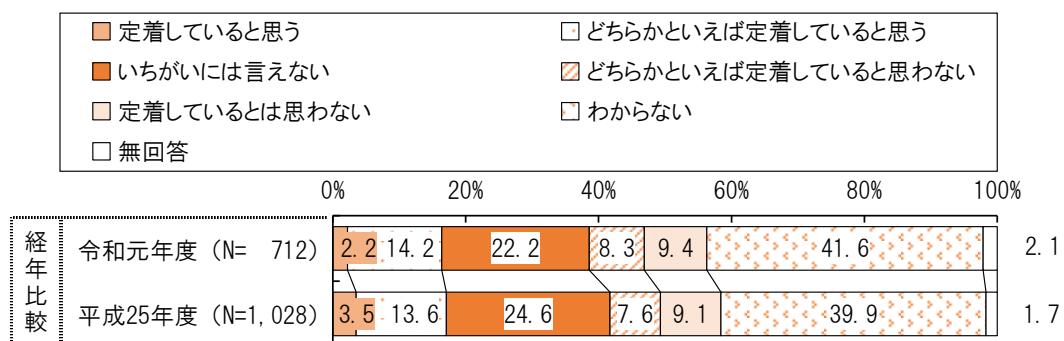
人権尊重の意識の高揚を目指して、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、日常の態度や行動につながる人権感覚が身につくよう、学習会・講演会の開催、リーフレットの配布、作文の公募等、様々な方法で人権啓発活動を進めてきました。

しかし、市民意識調査の結果をみると、人権尊重の意識が定着していると実感している市民は多くありません。また、人権に関する研修会や講演会への参加経験がある人の割合も低くなっています。

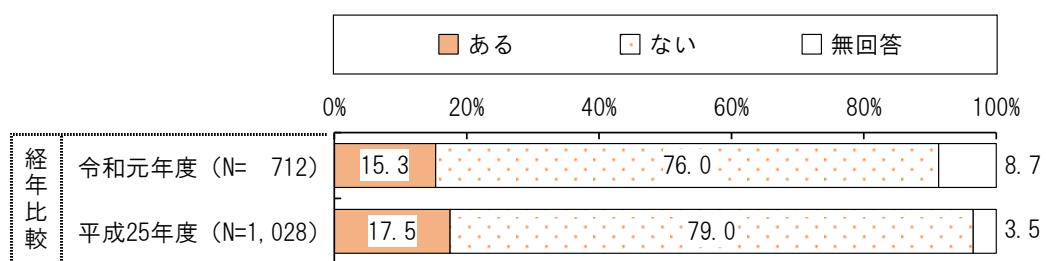
このようなことから、人権について、その本来の意味や考え方をより一層普及し、人権に関する正しい知識と感覚を身に付け、また実践していくよう、家庭や地域における取り組みの充実を図り、生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であるとともに、他人もかけがえのない存在であるという、個性を尊重する取り組みを推進する必要があります。

そのためには、家庭、地域、学校などと連携、協力して、人権尊重の意識啓発を推進するための環境づくりや、地域住民相互の理解を深めるため、講演会や研修会など、人権啓発の充実が必要です。

【袋井市における人権尊重の意識の定着】



【人権問題に関する研修会や講演会への参加経験】



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	人権に関する知識習得の推進	・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会やパネル展示、講座などの開催を推進します。
2	人権擁護活動の推進	・人権についてその本来の意味や考え方をより普及させるため啓発活動を推進します。 ・日常生活上の法律問題や人権に関する相談を推進します。
3	学習機会の提供	・コミュニティセンターなどの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。
4	人権問題啓発指導員の養成	・人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修・講座等を実施します。

2 人権擁護と救済のための施策

(1) 相談体制の充実



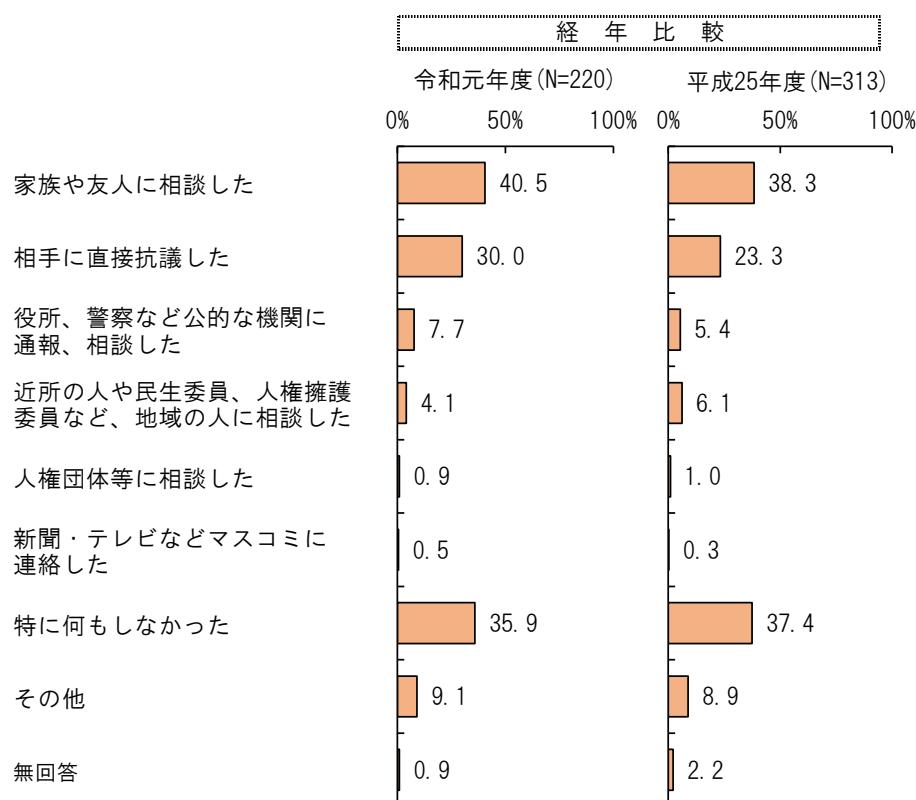
ア 現状と課題

本市では、市民の様々な悩みや相談に対応するために、市民法律相談、身体障害者定例相談、電話子育て相談、児童虐待相談などの窓口を設けて、それぞれ相談を行っているほか、各担当窓口においても相談の受付を行っています。

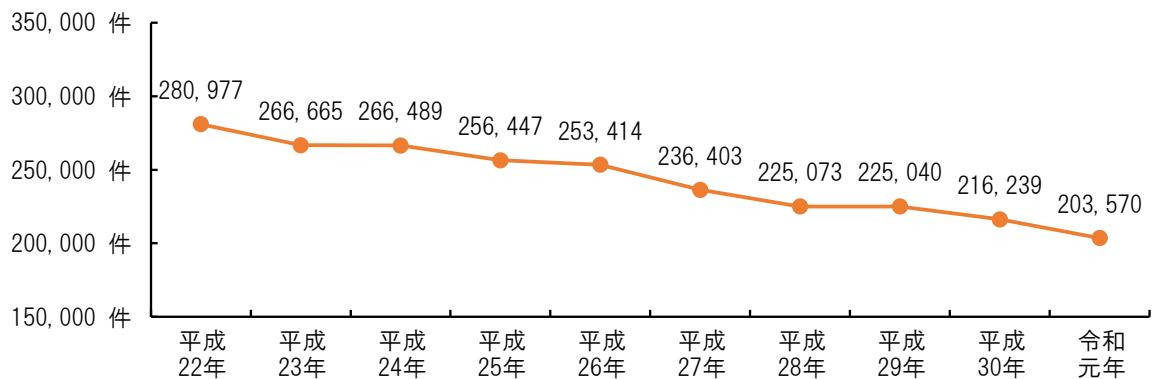
しかし、市民意識調査では、自己の権利を侵害されたと思っても「特に何もしなかった」という回答が依然として多く、市役所や警察などの公的機関、民生委員や人権擁護委員などの地域の人への相談も1割に満たない結果となっています。

このようなことから、市民一人ひとりの権利が尊重されるまちづくりを実現するため、市民が気軽に相談しやすい窓口を設置するとともに、様々な権利問題に対する相談体制の専門性を高める必要があります。

【自己の権利を侵害されたと思ったときに取った行動】



【人権相談件数の推移（全国）】



資料：法務局及び地方法務局 人権相談件数

イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	人権問題に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 袋井市民を対象に、人権をはじめ様々な問題に対し、弁護士に相談する機会を提供します。 袋井市総合健康センターの総合相談窓口など、市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。 女性や子どもに関する相談や高齢者・障がいのある人の権利擁護に関わる相談など、それぞれの分野別での相談窓口の充実に向け、相談員の資質向上と相談関係機関との連携を図ります。 DVなどの暴力や虐待の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し、相談や一時保護、自立支援などの被害者への支援に取り組みます。 虐待を発見した場合の通報義務について、周知と啓発を行うとともに、関係機関との連携による迅速な対応ができる体制を整えます。

(2) 様々な人権侵害への救済

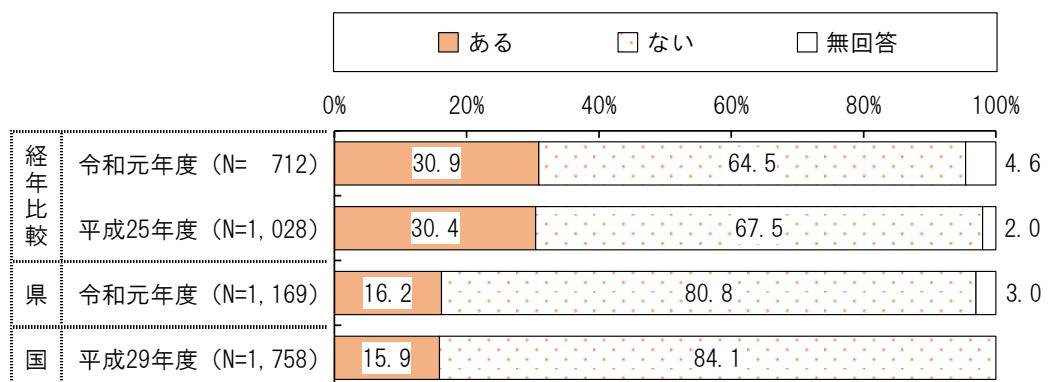


ア 現状と課題

DVや児童虐待に多く見られるように、人権侵害を受けた被害者に対しては、その保護を十分なものにするため、初期対応が極めて重要となるケースが多く、そのためには、緊急時の一時保護や緊急入所を含めた迅速かつ適切な対応により被害の拡大防止に努めることが必要です。事案に応じて、迅速かつ的確に対応するため、関係機関はもとより、地域住民をも巻き込んだ、幅広く、かつきめ細かな連携を図るとともに、既存施策・制度や施設の効果的な活用が必要です。

市民意識調査の結果をみると、自分の人権を侵害されたと思ったことがある割合は約3割となっており、被害者の支援・救済のために、相談窓口等の情報提供や広報をさらに進めていく必要があります。

【自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか】



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	救済につながる制度の広報の推進	・人権侵害への救済についての現状把握、情報収集の結果を踏まえ、各種広報媒体を通じて、救済につながる様々な相談窓口や制度などを、適切に利用できるように市民向けに広報を進めます。
2	相談機関のネットワークづくりの推進	・各相談機関が相互に連携し、それぞれの専門性を発揮することにより救済を図ります。そのため、相談員の資質向上をはかるとともに、相談機関・団体等のネットワークづくりを進めます。

3 個別の人権問題解決のための施策

(1) 女性をめぐる人権問題



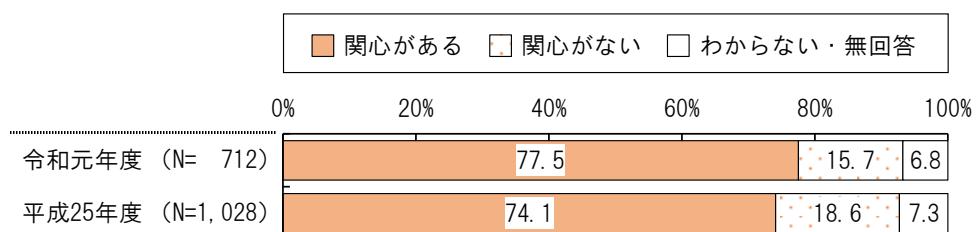
ア 現状と課題

平成 11（1999）年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

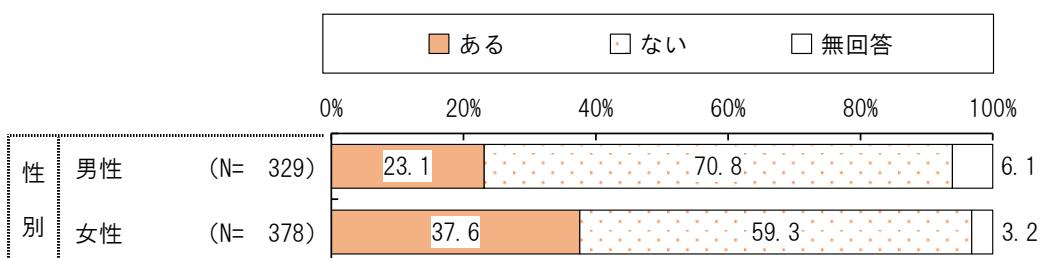
本市では、平成 23（2011）年に、袋井市男女共同参画推進条例を制定し「袋井市男女共同参画推進プラン」に基づき、市、市民、事業者、市民団体が協働して取り組み、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面で男女が共に参画できる社会の実現にむけて事業を実施しており、市民意識調査の結果をみると、女性の人権問題への関心は高まっていることがうかがえます。しかし、自分の人権を侵害されたと思ったことがあると回答した割合は男性より女性の方が高くなりました。

DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識に根ざした社会構造の問題があります。様々な分野において、依然として性別役割分担意識が残っていることから、政策・方針決定の場への女性の参画拡大をさらに進め、性別や年齢を問わず男女が共に心豊かに生き生きと生活し、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めていく必要があります。

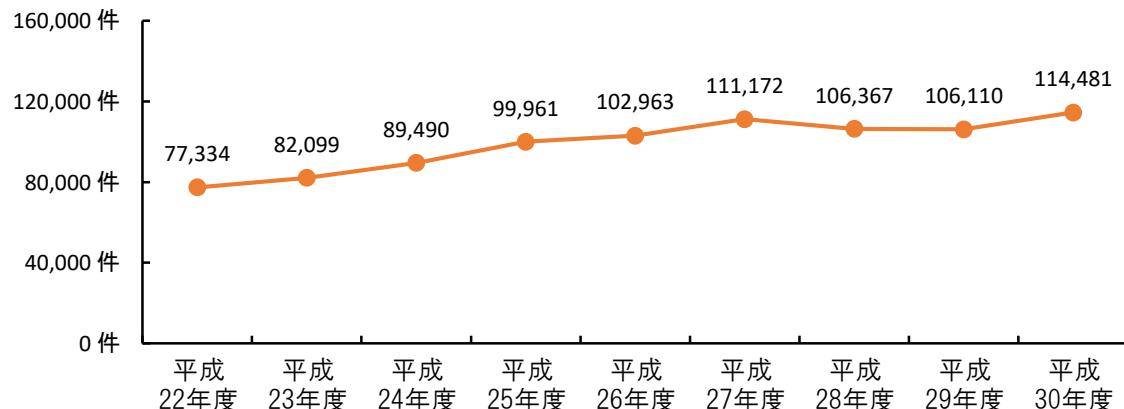
【人権問題（女性）への関心】



【自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか】



【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移（全国）】



資料：内閣府調べ

イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	男女共同参画の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する講座等を通じて、正しい理解の促進や啓発を行います。 男性が仕事だけでなく、家事・育児・介護に参画し、男女が共にその役割を担うとともに性別による固定的な役割分担意識を解消するため、啓発や情報提供に努めます。 男性の仕事優先の考え方の見直しに向け、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
2	あらゆる暴力の根絶及び被害者の支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、DVは児童虐待も含む重大な人権侵害であるという認識を高め、正しい知識を理解するための教育、広報や啓発活動を進めます。 DV、ハラスメント（セクハラ・マタハラ等）の被害者に対して適切な援助を行うため、相談体制の整備を図るとともに関係機関との連携に努めます。
3	誰もが平等に働き続けられる労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 男女均等な雇用機会と待遇の確保を推進するため、労働条件に関する情報提供と啓発に努めます。 女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の登用促進や事業主行動計画策定の啓発に努めます。（袋井市男女共同参画推進プラン関連）

(2) 子どもをめぐる人権問題



ア 現状と課題

子どもの人権が保障され、すべての子どもが安心して暮らし、個性豊かに健やかに成長することは、世界共通の願いです。我が国においては「児童の権利に関する条約」を批准し、さらに「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や「児童虐待の防止等に関する法律」など、子どもの権利を守るために制度の整備が進められてきました。

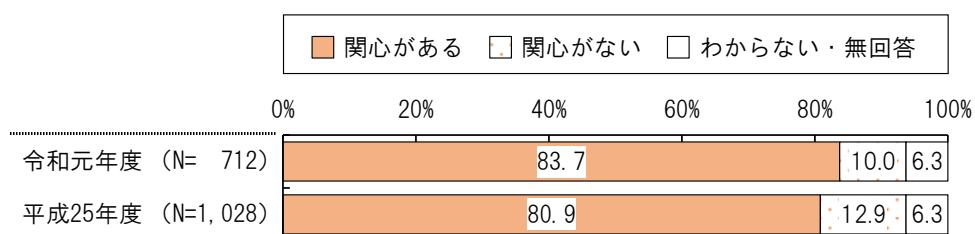
現在、子どもへの虐待や体罰、いじめなどの人権侵害や、不登校、ひきこもり、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの人権をめぐる問題は複雑化・深刻化しています。また、近年では「子どもの貧困」も大きな社会問題となっています。

文部科学省によると、平成30（2018）年度のいじめの認知件数は、54万3933件と過去最多を更新しました。これは、いじめの定義の解釈を明確化したことによる早期発見も影響していると考えられますが、一方で心身に大きな被害を受けるなどの重大事態の件数も増加しており、早急な対応が求められています。

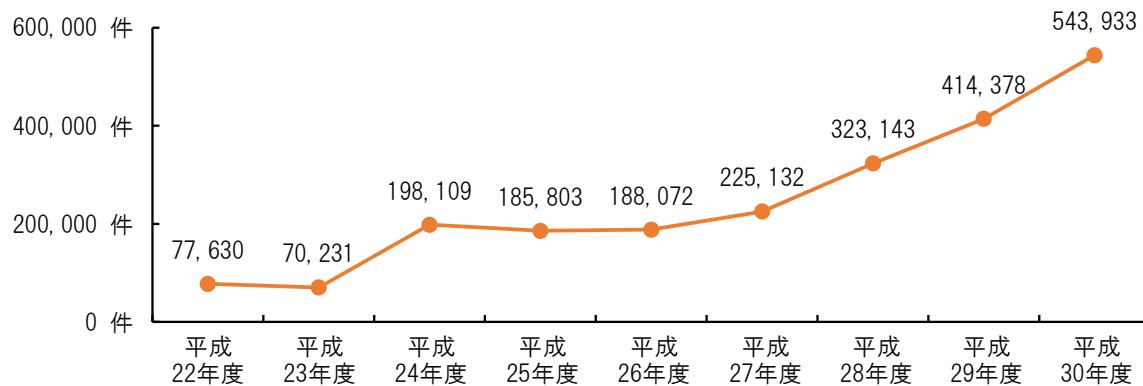
市民意識調査の結果をみると、子どもの人権問題には市民も高い関心を示しており、子どもたちが健やかに育つことができ、子育てをしている人や、これから子育てをしようとする人たちが安心して子どもを生み育て、子どもが幸せや喜びを感じができるよう、子育てを地域や社会全体で支える環境が求められています。

いじめや不登校、児童虐待などの相談・支援事業の充実、子育て支援サービスの推進や子どもの人権を尊重する教育、貧困の連鎖を断ち切る対策など家庭、地域、学校などと連携した全体的な取り組みが必要とされています。

【人権問題（子ども）への関心】

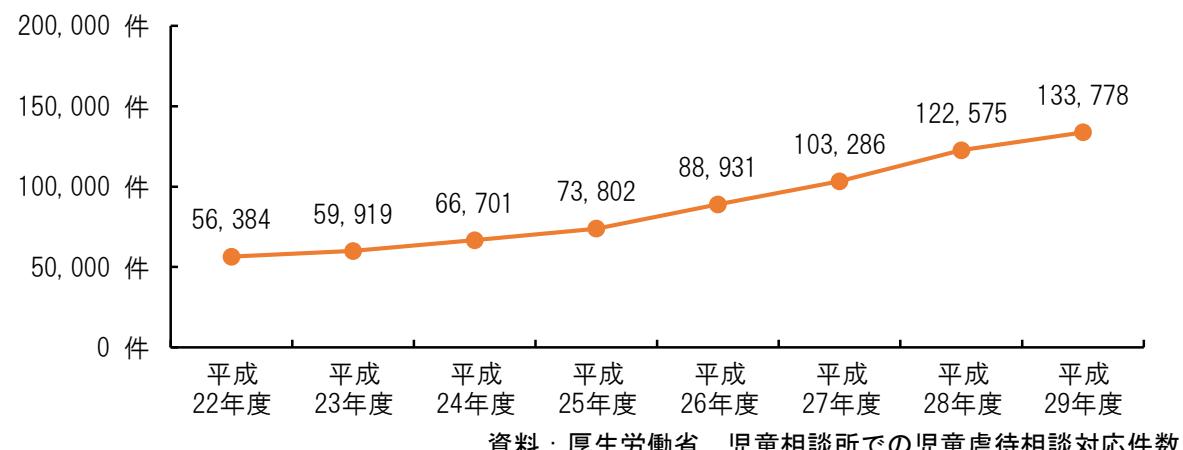


【小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数の推移（全国）】



資料：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

【児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移（全国）】



資料：厚生労働省 児童相談所での児童虐待相談対応件数

イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	子育てに関する情報提供と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭やスクールカウンセラー、教育支援センター「ひまわり」による相談・指導体制の整備や「不登校児等対策連絡協議会」をはじめ、学校・家庭・地域・関係諸機関による地域ネットワークづくり、サポートシステムの整備など、いじめ・非行等の問題行動や不登校等への対応を実施します。 ・子育てに関する専門的知識を持った保育士・保健師・栄養士等による育児相談、家庭児童相談員による相談、子育て支援センターでの相談や子ども支援トータルサポート事業による相談体制の確立など多様な相談機会の提供に努めます。
2	要保護児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待を防止するネットワークについて、保健・医療・福祉・教育等の関係者に加え、警察、市民代表、人権団体等から幅広い参加を得て、システム全体の検討や活動のあり方から情報交換に加え、個々のケースの解決につながる実効ある取り組みができるよう組織の充実を図ります。 ・虐待を受け、児童相談所による一時保護の対象となった児童について、児童相談所と連携し、児童に対する支援を行います。 ・生後4ヶ月までの乳幼児がいるすべての家庭へ訪問を実施し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。 ・乳幼児や児童の養育について、支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師、ホームヘルパー等が家庭訪問し、指導助言を行うことで虐待の発生予防に努めます。 ・母親などの育児不安や虐待等の問題に早期に対応するため、相談体制を整えます。
3	子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困の連鎖を断ち切るため、関係機関と連携・協力し、子どもへの直接的な支援はもとより、子どもの貧困が親の貧困問題と密接に関係していることを認識し、就労支援などにより親の自立支援に取り組みます。 ・家庭環境等に左右されず、子どもの学力が保障されるよう、学習機会の提供を行います。

(3) 高齢者をめぐる人権問題



ア 現状と課題

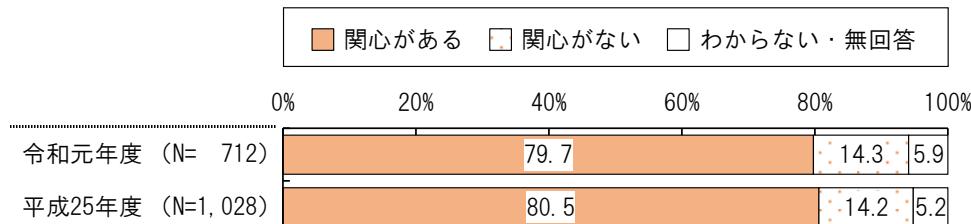
本市の令和2（2020）年4月1日現在の高齢化率は23.9%であり、国の平均よりも進行は緩やかであるものの、高齢化が進んでいます。

少子高齢化が進展する中、高い就労意欲を有する高齢者が、培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることが重要となっています。そのため、高齢者の能力を地域で活かす取り組みが求められています。

一方で、高齢者虐待や高齢者を狙った犯罪は社会問題となっています。また、高齢者の認知症の予防と早期発見など、認知症高齢者への対応は喫緊の課題となっています。市民意識調査の結果をみると、高齢者の人権への市民の関心は高く、高齢者的人権についての理解を深める教育、啓発が重要となります。

このようなことから、高齢者が生きがいをもって安心して暮らすことができ、社会を構成する重要な一員として様々な社会活動に参加できるよう支援していくとともに、高齢者的人権が尊重され、生き生きと暮らすことのできる地域社会を形成するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用など、高齢者の権利擁護を促進するとともに、地域の高齢者の見守り、住民相互の支え合いが必要とされます。

【人権問題（高齢者）への関心】



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動の充実	・袋井市総合健康センターを拠点とし、聖隸袋井市民病院との連携の強みを活かして、総合的な認知症の予防と対策を推進するとともに、市民に認知症に対する理解を広めるため、啓発活動を実施します。

No.	推進施策	内 容
2	健康と生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉・介護の連携により子どもから高齢者まで生活習慣病予防等を含めた切れ目がない健康づくり事業の展開を図ります。 ・ストレスを抱えやすい社会の中で心の安定を図るため、心に関する相談窓口と医療機関が連携し心の健康づくりを推進します。 ・高齢期を健康で心豊かに生きがいをもって生活することが出来るよう、シニアクラブ活動への支援、スポーツ・レクリエーションの推進、就業等の支援を図るとともに、社会活動への参加を促します。 ・高齢者が家庭や地域などで豊富な知識と経験や技術を生かしていきいきと活動できるよう生涯学習の推進や趣味を通じた仲間づくり、ボランティア活動など、高齢者自らが地域社会の一員として活躍できる機会を増やします。
3	高齢者の権利擁護と虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症などで財産管理や契約などが難しい方でその利用が必要な方への支援を行い、高齢者の権利擁護に努めます。 ・高齢者に関する相談窓口として設置されている地域包括支援センター・や民生委員、警察などの機関と連携し虐待防止に向けた啓発活動や支援を行います。
4	災害時・緊急時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の個別計画の同意書提出について、民生委員・児童委員・自治会・自主防災隊と連携して、対象者に事業の趣旨を理解いただき、地域が災害時に活用し支援できるように、防災訓練等で訓練していただくように努めます。

(4) 障がいのある人をめぐる人権問題



ア 現状と課題

国では、平成23（2011）年8月に施行された「障害者基本法の一部を改正する法律」において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明記されています。

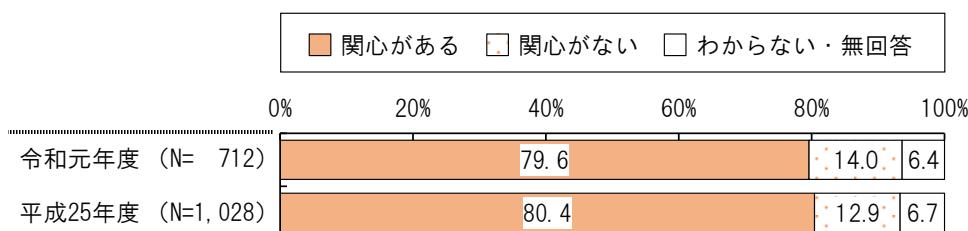
また、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の提供が定められています（行政機関においては提供は義務、事業者においては努力義務）。

これまで様々な法整備がされてきましたが、障がいのある人が地域で豊かに生活するためには、周りの人がどのように理解し、どのように接していくかが重要です。

市民意識調査の結果をみると、障がいのある人への人権問題への関心は高くなっています。しかし、平成29（2017）年に障がいのある方を対象に実施した意識調査では、障がいを理由に差別を受けた経験について、身体障害者手帳所持者で15.4%、療育手帳所持者で35.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者で25.7%が差別を受けたことがあると回答しました。

このため、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、地域住民全員が人権尊重の意識を持ち、障がいがある人に対する理解と認識を深める必要があります。

【人権問題（障がいのある人）への関心】



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	障がいを理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが障がいのある人をとりまく環境を自らの問題として認識し、あらゆる人権が尊重される地域づくりを目指します。 ・障がいのある人に対する理解を深めるため、広報紙や市ホームページの活用、障がい者福祉のしおり、福祉講演会や映画会の開催等により、計画的・積極的な広報や啓発活動を推進します。
2	発達・療育支援環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査において、発達の遅れや疾病を早期に発見し適切な支援や療育につなげます。また、母親の子育て支援として妊娠期からの切れ目のない支援を行います。 ・子ども支援室「ぬっく」や子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の職員等、専門職員による療育相談を実施します。 ・研修会を開催し、障がいのある子どもに対する理解を深めるよう努めます。 ・子ども早期療育支援センター「はぐくみ」を充実し、保育所（園）、幼稚園、こども園と連携を図り、早期療育を実施します。 ・障がいのある未就学の児童等を対象として、日常生活の基本動作の習得等の療育支援を行うとともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園等を訪問し連携を図り、地域における支援体制の充実に努めます。 ・障がいのある児童・生徒の放課後等の療育支援を実施します。
3	人権の尊重と権利擁護の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・通報又は届出に基づく障がい者虐待に関する対応を速やかに行えるよう、様々な虐待のケースを想定しつつ、初動体制を重視した体制強化に努めるとともに、市民や関係機関への虐待防止に関する制度の周知啓発に取り組みます。 ・市や社会福祉協議会の窓口で、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、制度利用の促進に向けた体制強化に努め、市や社会福祉協議会などが連携し、制度の適切な運用に取り組みます。

No.	推進施策	内 容
4	障がいのある人に対するやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 既存の施設や新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障がいのある人の立場に立った利用しやすい施設を目指し、障がいのある人の意見を積極的に反映させるとともに、案内・誘導装置の設置や障がい者用駐車場の確保、スロープの整備、すべての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。 民生委員児童委員や自主防災隊と連携し、災害時避難行動要支援者計画（個別計画）の作成を推進するとともに、不同意者や未提出者が減少するよう制度の周知に努めます。

(5) 同和地区住民をめぐる人権問題



ア 現状と課題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもあります。昭和40（1965）年、国の同和対策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に係る内閣総理大臣に対する答申の中で、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられました。

そして、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国及び地方公共団体が一体となって、同和問題の解消に向けて諸施策を講じてきました。

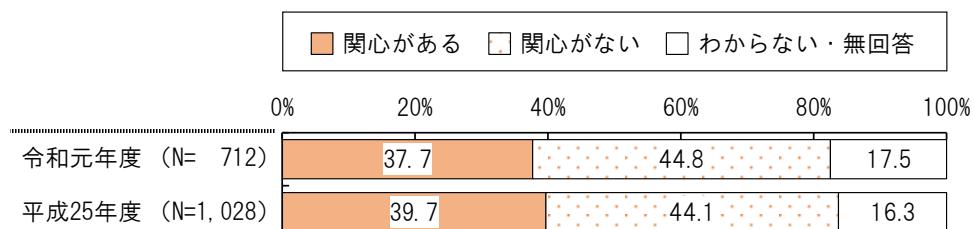
その後、昭和57（1982）年に「地域改善対策特別措置法（以下「地対法」という。）」が施行され、「同和対策」という名称から「地域改善対策」に変わり、平成14（2002）年に「地対法」の失効に伴い、国策としての同和対策事業は終了しました。

その結果、同和地区の道路や排水路など、住環境の整備は一定の成果をあげることができました。

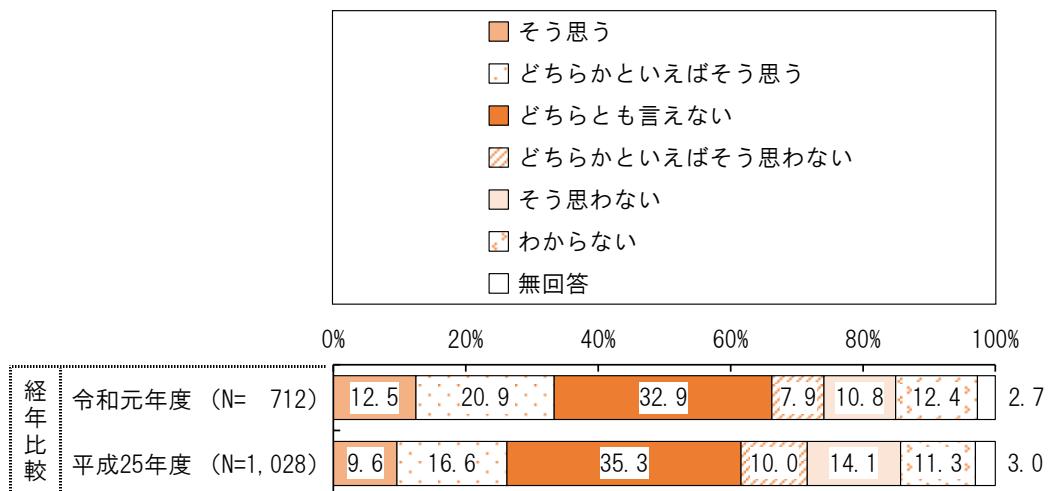
しかし、同和地区住民はもとより同和地区出身者には、今なお様々な差別が存在しています。こうした現状を受け、平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律では、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されましたが、市民意識調査の結果をみると、同和地区住民・出身者の人権問題への関心は約4割となっています。また、同和問題は自分にも関係ある問題と考えている人は約2割となっています。

この問題の根深さと重要さを再認識し、問題の早期解消に向けて、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、同和問題についての理解や認識を広める教育・啓発を推進していくことが必要です。

【人権問題（同和地区住民・出身者）への関心】



【同和問題は自分とは関係ないと思うか】



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	差別意識の解消に向けた啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題の市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成及び情報提供の充実を図ります。 ・同和問題についての学習機会の提供を充実します。
2	同和教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や社会教育における同和教育を進めるために、教職員等を対象とした人権研修の充実を図ります。 ・市職員を対象とした研修を開催し、同和問題に関する正しい知識を深めるとともに問題解決に向けた取り組みを考える契機とします。
3	岡崎会館における学習・交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。 ・地域住民の生活全体を踏まえた生活相談など、地域福祉推進の拠点として、岡崎会館の利用促進を図ります。 ・相談・交流・啓発事業を通して地域住民の福祉向上や人権啓発を推進します。

(6) 外国人をめぐる人権問題



ア 現状と課題

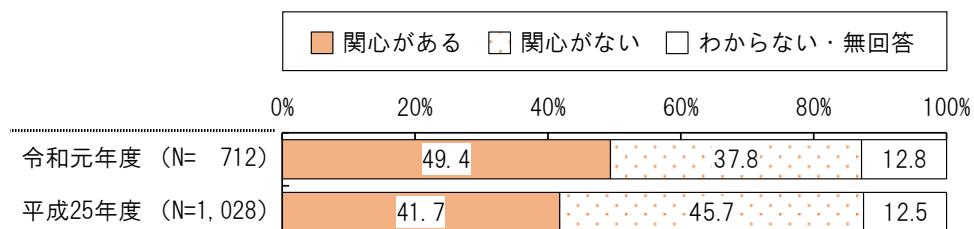
経済や社会、文化など、市民生活の広範な分野でボーダレス化やグローバル化が進み、対等なパートナーシップのもとに交流や連携を進めていく時代となっています。

地域で生活する外国人も多く、世界のすべての人が有する人権を守り、尊重していくことが大切です。

しかし、外国人の人権問題として、言語や文化、生活様式や価値観などの違いによる問題に加え、近年では人種、国籍、外見などを誹謗・中傷するヘイトスピーチも社会問題となっています。こうした情勢を踏まえ、平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。人々の意識の中にある外国人に対する差別や偏見の解消が必要です。

本市の外国人人口は、令和2(2020)年4月1日現在で4,798人と、平成26(2014)年から年々増加しており、地域社会、職場、学校などの様々なところで、外国人と接触する機会が日常化しています。また、市民意識調査の結果をみると、外国人の人権問題への関心は高まっており、引き続き、外国人と共生する地域社会づくりを推進する必要があります。

【人権問題（外国人）への関心】



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	情報発信の充実	・日本語を十分理解できない外国人市民が、日常生活を安心して過ごすことができるよう、行政サービスに関する情報や生活していく上で必要な情報を、多言語や「やさしい日本語」を用いて、幅広い媒体により提供します。

No.	推進施策	内 容
2	在住外国人児童・生徒の教育環境の充実	・日本語の理解や教育制度の知識が不十分であることなどから、学習の理解や幼稚園・保育園・小中学校における生活に困難が生じている外国人の子どもたちに対し、学習支援や相談体制の充実を図るとともに、保護者に対しても教育制度や教育の重要性を周知するなど、教育環境の充実に努めます。
3	外国人対応窓口の充実	・市役所窓口等において、外国人市民に対しても日本人市民と同じように行政情報や行政サービスを確実に提供するために、通訳・翻訳職員を適切に配置するほか、翻訳アプリなどの情報技術や「やさしい日本語」を活用した対応を行います。 ・外国人市民が生活していく上で生じる、多岐にわたる悩み事や相談に気軽に応じることができる相談窓口の充実に努めます。
4	日本人への多文化共生の啓発	・日本人市民と外国人市民との間には、言葉や文化、習慣などの違いに加え、コミュニケーションの不足から、誤解やトラブル、さらには偏見や差別などが生じることがあります。外国人市民も地域で暮らす一人の市民であるという意識を向上させるため、多文化共生・異文化理解の意識を啓発します。

(7) 感染症患者をめぐる人権問題



ア 現状と課題

新たな感染症の出現や国際交流の進展など、感染症をめぐる状況の変化や、感染症患者に対する偏見や差別が存在することを重く受け止め、平成 11（1999）年度に「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」を統合し、患者の人権に配慮した受診推奨・入院勧告等の措置が盛り込まれた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

ハンセン病については、感染症の病気であることが証明されたにもかかわらず、明治 40（1907）年に制定された「らい予防法」が平成 8（1996）年に廃止されるまで、長い年月にわたり、ハンセン病患者に対する強制隔離政策が採られてきました。令和元（2019）年 7 月には同年 6 月の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決を受けた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」の中で、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていった境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むとされました。ハンセン病は、現在では治療法が確立し、万一発病しても早期発見と適切な治療により、後遺症も残らないほどとなっています。

HIV 感染症について、昭和 63（1988）年に、WHO でエイズの蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に毎年 12 月 1 日を“世界エイズデー”として、世界に向けて啓発活動の実施を提唱し、様々な活動により正しい知識が浸透してきています。発病をおさえる抗 HIV 薬などの治療法の開発も進み、「死の病気」から「生涯つきあっていく病気」へと変わってきています。

令和元（2019）年 12 月に中国の湖北省武漢市から流行が始まった新型コロナウイルス感染症について、日本国内では、令和 2（2020）年 1 月に国内最初の症例が報告されて以降、感染者が増加している状況です。このような状況の中、感染者や濃厚接触者、医療従事者等とその家族等が不当な差別的取り扱いや誹謗中傷を受ける事例が報告されています。国民が一丸となって感染の拡大に立ち向かうべきときに、こうした不当な差別や偏見、誹謗中傷は決してあってはならないものです。市民一人ひとりが、不確かな情報や偏見などに惑わされることなく、冷静な対応に努めることが重要です。

このようなことから、感染症に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	感染症に対する正しい知識の普及	・感染症患者に対する偏見や差別を解消し、感染症に対して正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。
2	感染症患者等の相談の実施	・個人情報の保護に十分留意し、保健所、医療機関との連携を図りながら相談を実施します。

(8) 犯罪被害者をめぐる人権問題

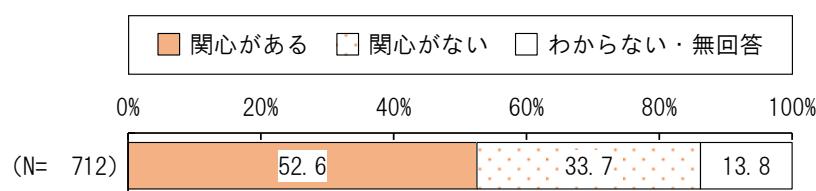


ア 現状と課題

犯罪の被害に遭われた方やその家族は、事件そのものやその後遺症による苦痛、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担が大きいだけでなく、興味本位のうわさや、一部マスコミによる過剰な取材や報道等により、平穏な私生活が脅かされることなどが社会的な問題となっています。

平成17（2005）年に犯罪被害者等基本法が施行されましたが、法律や制度の面だけではなく、社会全体で犯罪の被害に遭われた方等が平穏な生活を回復できるように、犯罪の被害に遭われた方等に対する相談支援体制の充実が必要です。

【人権問題（犯罪被害者やその家族）への関心】



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	犯罪被害者等への広報の推進	<ul style="list-style-type: none">犯罪被害者が必要とする支援情報等が掲載されたパンフレット等の配布、犯罪被害給付制度の紹介により、犯罪被害者等支援情報を周知します。
2	犯罪被害者等に対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">犯罪被害者担当職員研修等へ出席し、相談に対する職員のスキルアップを図ります。犯罪被害者から寄せられる相談に対して、被害者特有の不安感等に配慮した適切な対応を図り、市だけでは対応できない相談に対しては他の機関を紹介するなど、相談体制の充実を図ります。

(9) インターネットによる人権侵害



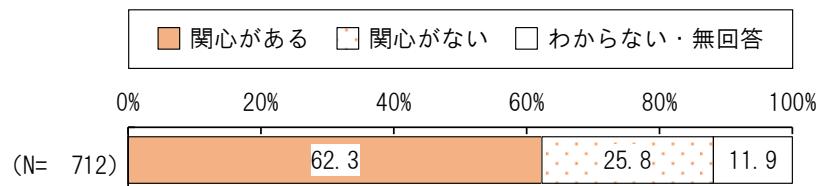
ア 現状と課題

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

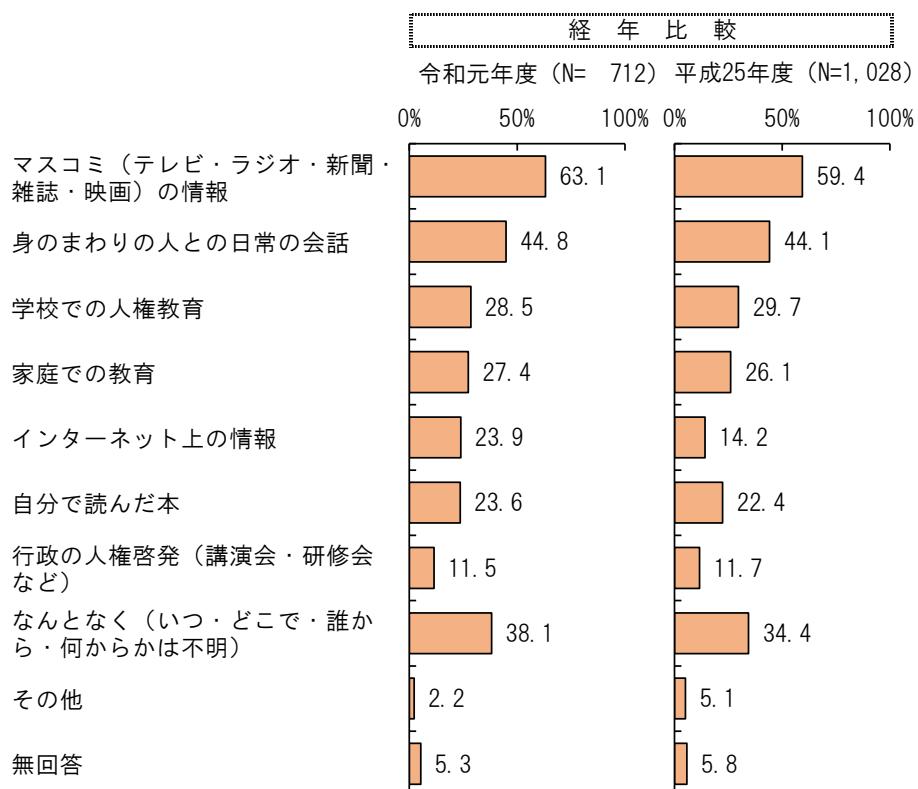
近年では特に、SNSを利用した誹謗中傷、人権侵害が深刻な社会問題となっています。市民意識調査の結果をみると、インターネットによる人権侵害への関心は高いだけでなく、インターネット上の情報が人権への考え方に対ぼす影響が大きくなりつつあると考えられます。

今後は、インターネットの利用に関する教育と啓発の推進のみならず、インターネット上の人権侵害や不適切な情報発信に対しては法務局などの関係機関と連携して、適切に対応していくことが重要です。

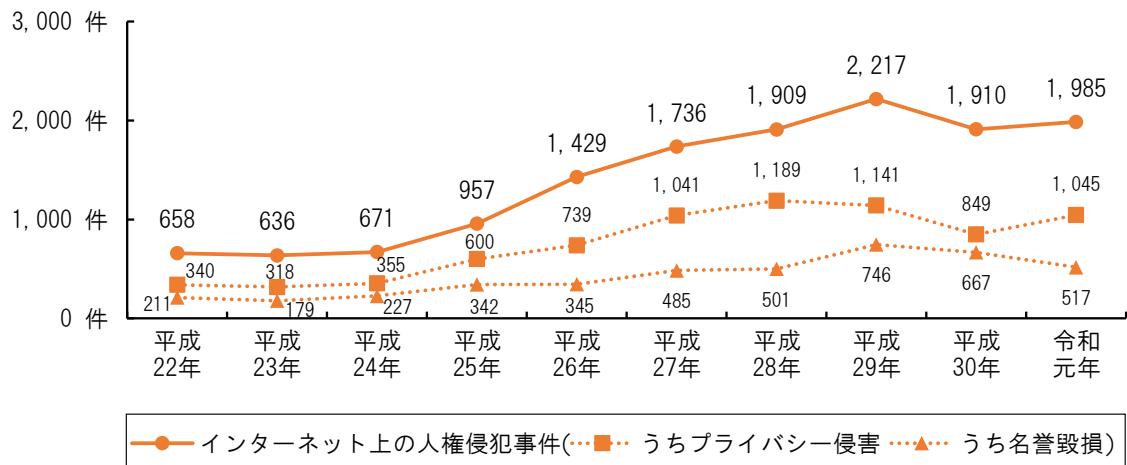
【人権問題（インターネットによる人権侵害）への関心】



【あなたの人権に対する考え方は何から影響を受けていると思うか】



【インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移（全国）】



資料：法務省 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	インターネットに関する知識・能力の向上	・児童・生徒に対してインターネットやスマートフォンの利用に際してのモラルやルールについての教育・啓発の推進に努めます。
2	インターネットによる人権侵害に対する関係機関との連携	・インターネットによる人権侵害に対して、法務局をはじめとする関係機関との連携・協力を図り、プロバイダ等に対する申し入れ等の適切な対応に努めます。

(10) 性的指向・性自認をめぐる人権問題

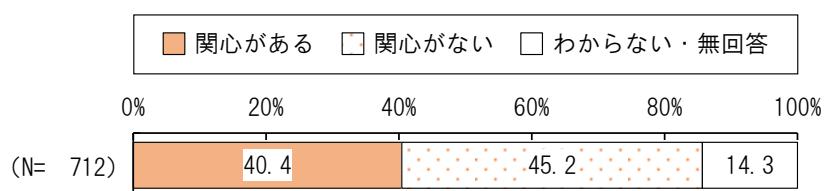


ア 現状と課題

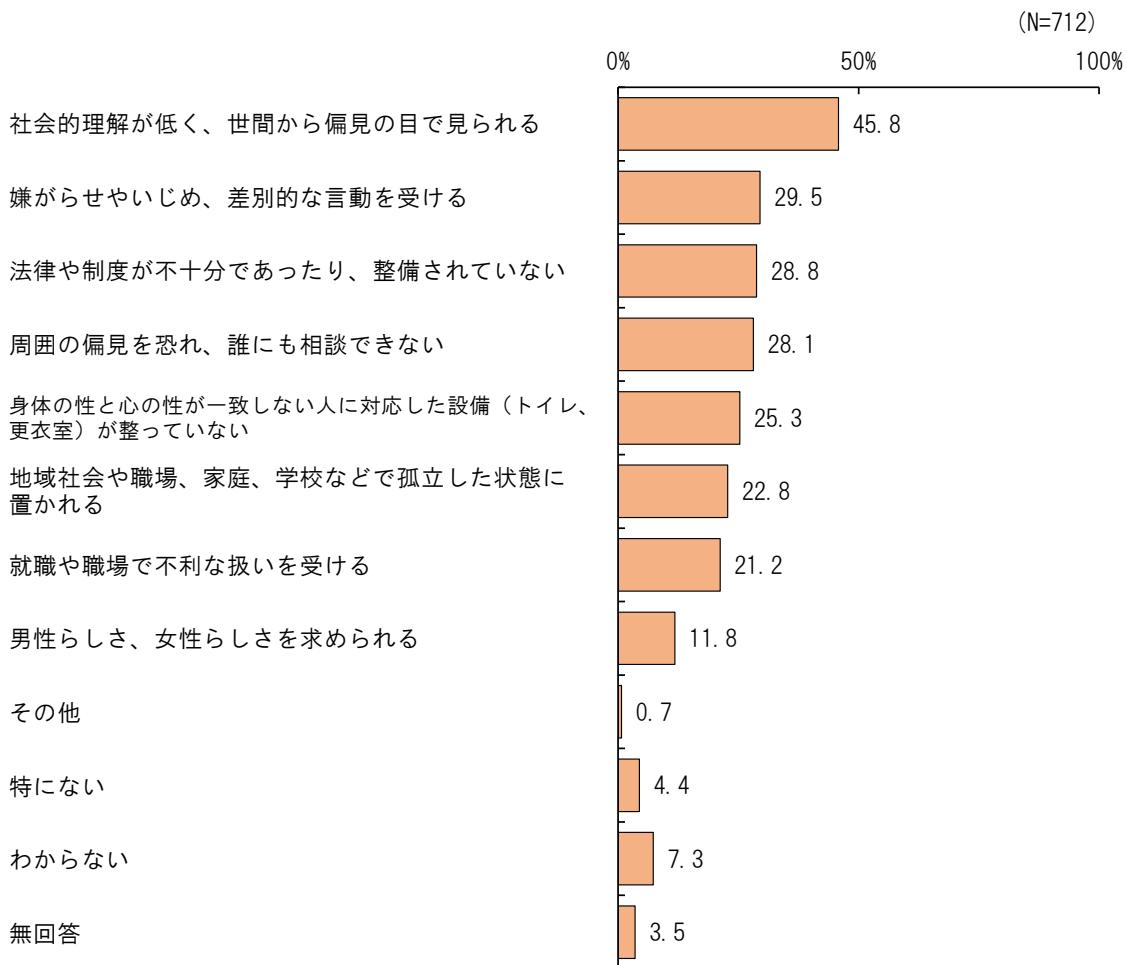
LGBTとは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体の性と心の性が一致しない状態やどちらの性別にも違和感を持つ状態の人）の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつです。性について考える時、単純に「男性/女性」だけではなく、「身体の性」、「心の性（性自認）」、「性的指向」などの切り口があることが理解されるようになってきました。また、セクシュアリティはLGBTとそれ以外で分かれるのではなく、グラデーションのようになっていることがわかっています。さらに、近年、LGBTに代わる表現としてSOGIが用いられるようになってきました。SOGIは「Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向と性自認）」の頭文字からとった言葉で、誰もがそれぞれのセクシュアリティを持っているという考え方に基づいています。

多種多様な性のあり方がある中で、誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会を作っていくことが重要です。市民意識調査の結果をみると、他の人権問題に比べ市民の関心が低く、社会的な理解が深まっていない問題であると言えます。そのため、今後は教育や啓発をどのように進めていくかが課題となっています。

【人権問題（LGBT等性的少数者）への関心】



【L G B T 等性的少数者に関することで問題だと思うこと】



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	差別意識の解消に向けた啓発活動の推進	・学校や家庭、職場、地域社会において性の多様性が尊重され、性的少数者が安心して暮らしていくことができるよう、正しい理解と認識を広げるための教育・啓発活動の推進に努めます。
2	教員、職員への研修	・袋井市内に初めて勤務する教員や各校の人権教育担当者を対象とした人権同和教育研修会や教員の更なる人権感覚の向上及び人権教育プログラムの効果的な活用方法等の理解を深めるなど教員研修の充実を図ります。 ・市職員を対象とした研修を開催し、性的指向・性自認に対する正しい知識を深めるとともに問題解決に向けた取り組みを考える契機とします。

(11) 様々な人権問題



ア 現状と課題

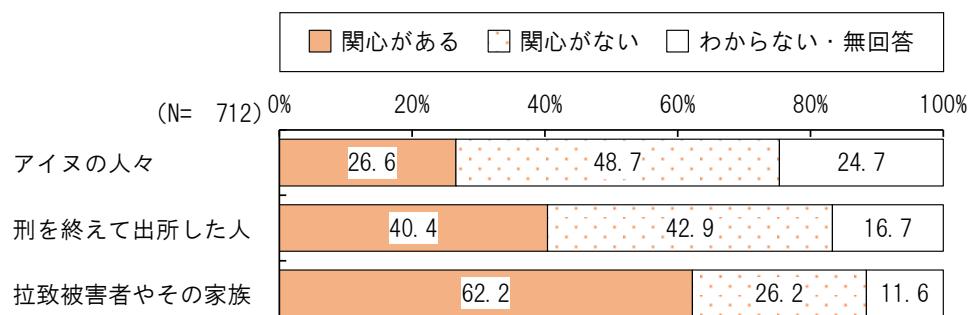
これまでに取り上げた以外にも、わが国ではアイヌ民族の人権、刑を終えて出所した人の人権、貧困者の人権、北朝鮮当局による拉致被害者やその家族の人権などに係る問題があります。

私たちの社会は実に多様な人々が共に暮らしています。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、様々な人権問題について理解を深める必要があります。また、様々な状況で人権が脅かされる可能性があり、それぞれの問題の状況に応じて、その解決に資する人権教育・啓発に関する取り組みが必要です。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に掲げられている人権問題

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌ民族、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他（性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など）

【人権問題（アイヌの人々、刑を終えて出所した人、拉致被害者やその家族）への関心】



イ 施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・様々な人権問題に関する研修会などによる情報提供を図るとともに、広報紙やパンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。・社会情勢の変化により新たに発生する人権問題について、関係機関と連携して、情報収集・把握を行います。・人権に関する市民意識調査をはじめ、市民の人権に対する意識や関心について把握するために、調査等を行います。

第3章 計画の推進

1 推進体制

(1) 市民との協働

施策の推進にあたっては、市民と問題を共有する必要があります。人権情報の収集・提供を図り、市民の意見を反映していくように努めます。

(2) 各種団体との連携

市内の企業や各種団体などに対して、本市における人権施策の取り組みへの協力を働きかけるなど、関係機関それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

(3) 国・県との連携促進

人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、静岡地方法務局や静岡県人権啓発センターなどの公的機関や袋井人権擁護委員協議会などの関係機関と連携・協力を図り、人権啓発活動を推進します。

(4) 庁内関係部局の連携

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、庁内関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に関係施策の推進に努めるとともに、それぞれの部局において、この計画の趣旨を十分踏まえ、関連する計画を推進します。

2 計画の進行管理

社会の複雑多様化や情報化、高度化など時代の流れの中で、人権問題も多種多様化しています。

こうした時代の要請に応え、本計画をより実効性のあるものとして推進するため、袋井市人権問題啓発推進協議会や、人権問題に関わる部局が連携し、計画の検討、見直しなどを行います。

本計画に掲げた内容については、取り組みの進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、人権を取り巻く社会情勢の変化等に対応するため、定期的に市民意識調査などを活用しながら、課題や取り組み内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。

また、本計画の取り組みの成果を評価する際の参考とするため、以下の指標と目標値を設定し、人権施策を推進していきます。

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
袋井市は市民生活の中に人権尊重の意識が定着していると思う人の割合	16.4%	25.0%

人権に関する活動事例 人権啓発の推進のためにできることができます

【 ピンクシャツデー 】

2007 年にカナダで誕生した「いじめ反対運動」で、袋井中学校や周南中学校のほか、日本各地に活動が広がっています。ピンクのシャツやピンクのアイテムを身につけることで、いじめの問題を個人や当事者間の問題にすることなく社会全体の問題として捉え、いじめの定義や、いじめが発生しにくい環境づくりなどを含め、様々ないじめ問題について考える機会となっています。

【 レインボーフラッグ 】

レインボーフラッグ（虹の旗）は赤、橙、黄、緑、青、紫の 6 色で構成されており、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（LGBT）等の性的少数者の尊厳と社会運動を象徴する旗です。1978 年にアメリカで使用され、その後世界中で使用されています。

【 アウェアネス・リボン 】

輪状に折った短い一片のリボン、もしくはそれを描いた絵などで、着用者が社会運動もしくは社会問題に対してさりげない支援や賛同の声明を出す方法として使用されています。日本でも様々な色のリボンを目にするようになりました。
ここでは、人権に関連するリボンについてご紹介します。

●パープルリボン

女性への暴力の根絶を訴える運動のシンボルマークです。発祥はアメリカで、日本でも年々拡大してきている運動です。内閣府及び関連省庁では、毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、東京スカイツリーのパープル・ライトアップをはじめとする活動を行っています。

●オレンジリボン

子どもへの虐待を防止し、また虐待を受けてしまった子どもがこれから幸せになれるように、という願いが込められたリボンのことです。平成 16 年に栃木県の小山市で起きた児童虐待による痛ましい死亡事件を受け、日本で運動が開始されました。厚生労働省では、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発活動などの取り組みを行っています。

●シトラスリボン

コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛の有志がつくったプロジェクトです。愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンを身に着けて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動を広めています。その後このプロジェクトは、袋井市内の有志や全国各地の賛同者を得て活動を展開しています。

●ブルーリボン

拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示です。青色は、拉致被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」と、被害者とご家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

資料編

1 計画策定の経過

年 度	日 付	会議名等	内 容
令和元年度	令和元年5月29日	第1回人権問題啓発推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・人権啓発推進計画事業実施状況について・第2次袋井市人権啓発推進計画策定に向けた取組について
	令和元年11月29日 から12月13日まで	人権問題に関する市民意識調査	発送数 2,000通 有効回収数 712通 有効回収率 35.6%
	令和2年3月24日	第2回人権問題啓発推進協議会	(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面による意見聴取) <ul style="list-style-type: none">・市民意識調査実施結果報告及び検証・第2次袋井市人権啓発推進計画の方向性について
令和2年度	令和2年6月26日	第1回人権問題啓発推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・人権啓発推進計画事業実施状況及び事業評価について・第2次袋井市人権啓発推進計画骨子案（計画期間、基本理念、計画の体系）について
	令和2年9月28日	第2回人権問題啓発推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・第2次袋井市人権啓発推進計画（素案）について
	令和2年11月5日 から12月4日まで	パブリックコメント	【閲覧場所】 <ul style="list-style-type: none">・しあわせ推進課・情報公開コーナー・浅羽支所・総合健康センター・月見の里学遊館・さわやかアリーナ・市ホームページ
	令和3年1月25日	第3回人権問題啓発推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・第2次袋井市人権啓発推進計画（案）について

2 袋井市人権問題啓発推進協議会要綱

(設置)

第1条 広く市民が人権同和問題を正しく理解し、人権意識の高揚を図ることにより、人権同和問題を解決するため、袋井市人権問題啓発推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権同和問題の教育及び啓発に関する基本方針及び方策に関すること。
- (2) 人権同和問題の教育及び啓発に関する研究、協議及び実施に関すること。
- (3) 人権同和問題に関する事業の連絡調整に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めた事業

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織し、学識経験を有する者及び関係行政機関の中から市長が委嘱し、又は任命する。

2 協議会に会長を置き、会長は、副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部しあわせ推進課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第49号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第50号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月31日告示第143号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年6月21日告示第142号）

この告示は、平成25年6月24日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第54号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

3 袋井市人権問題啓発推進協議会委員名簿

(任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日)

番号	氏 名	所属・役職等	備 考
1	鈴木 茂	袋井市副市長	会長
2	鈴木 典夫	袋井市教育長	～令和2年3月31日
	鈴木 一吉		令和2年4月1日～
3	安間 佐江子	人権擁護委員	
4	田中 利宏	袋井市自治会連合会副会長	
5	中嶋 一恵	民生委員児童委員	～令和元年11月30日
	小澤 武司		令和元年12月1日～
6	夏目 幸彦	NSKワーナー株式会社	
7	萩田 三恵子	今井小学校校長	～令和2年3月31日
	飯田 智子	浅羽東小学校校長	令和2年4月1日～
8	鈴木 勝則	豊沢コミュニティセンター館長	
9	高橋 周平	静岡県西部健康福祉センター	
10	村松 恵美子	NPO法人 ふあみりあネット	
11	大場 朝子	袋井市身体障害者福祉会	
12	小林 末子	シニアクラブ袋井市	～令和2年3月31日
	松浦 幸恵		令和2年4月1日～
13	小松原君雄	部落解放同盟静岡県連合会	
14	富山 哲也	南区自治会	～令和2年3月31日
	藤原 陽子		令和2年4月1日～
15	伊藤 謙一	袋井市議会議員	令和元年5月14日～

4 用語解説

【五十音順】

＜あ行＞

・アイヌ民族

アイヌは、日本列島北部に先住してきた独自の言語と文化をもつ民族である。平成9（1997）年7月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ新法）では、「アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興ならびにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び知識の啓発を図るために施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。」とされている。

・SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。

平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17の目標・169のターゲットから構成されている。



- 目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標2：飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う。
- 目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- 目標9：強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 目標10：国内及び各国家間の不平等を是正する。
- 目標11：包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標12：持続可能な消費生産形態を確保する。
- 目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14：持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

＜か行＞

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

平成11（1999）年4月に施行され、従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の3つを統合し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する措置を定めた法律である。その後の平成19（2007）年4月に「結核予防法」も統合し、「人権尊重」や「最小限度の措置の原則」を明記するなどの改正がなされた。

・北朝鮮当局による拉致被害者等

昭和45（1970）年頃から昭和55（80）年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発し、現在、17名が日本政府によって拉致被害者として認定している。平成14（2002）年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国したものの、その後の進展はなく、平成18（2006）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務となった。

・協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。例えば、地域の問題・課題の解決に向けて、行政や地域住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをいう。

・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人であることを理由に、就職をはじめ社会復帰の機会から排除することは、人権にかかる問題です。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。」としている。

・権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利の擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

・国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つから構成される人権規約で、昭和41（1966）年の国連総会で採択された。わが国は、①及び②の2つの規約について、昭和54（1979）年に批准している。

＜さ行＞

・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

平成11（1999）年11月に施行し、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とした法律である。

・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

平成12（2000）年11月に施行し、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることのかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律である。令和2（2020）年4月には、親権者等による体罰禁止の明確化、関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関が連携して必要な体制整備を行うことを明確化するなどの改正がなされた。

・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元（1989）年に国連で採択し、日本は平成6（1994）年4月に批准している。①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれている。

・障害者基本法の一部改正

昭和45（1970）年5月に施行され、平成23（2011）年8月の一部改正では、国及び地方公共団体は、障がいのある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようするため、障がいのある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じることなどが改正された。

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成28（2016）年4月に施行され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律である。

・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権擁護推進審議会の答申を受け、平成12（2000）年12月に制定され、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた法律である。

・人権教育・啓発に関する基本計画

平成14（2002）年3月に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）第7条の規定に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって策定した計画である。國の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示されている。平成23（2011）年4月には、人権教育・啓発の推進方策の各人権課題に対する取組に、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加された。

・人権教育のための国連10年

平成6（1994）年の第49回国連総会において、世界的な規模で人権に対する理解が深まり、人権という普遍的文化が構築されることを目指して、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。この期間において、各国に対して、国内行動計画の策定や、あらゆる学習の場における人権教育の推進などが求められた。日本においては、平成7（1995）年12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9（1997）年7月には、国内行動計画が策定された。

・「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

政府は平成7（1995）年、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設け、平成9（1997）年に、国内行動計画を策定した。この計画では、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などに対する人権問題を重要課題と位置づけ、人権教育の推進に取り組んできた。

・人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年（平成7（1995）年～平成16（2004）年）」の終了をうけ、平成16（2004）年4月、第59回国連人権委員会において「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が無投票で採択された。「人権教育のための世界計画」は、終了时限を設けずに3年ごとの段階及び行動計画を策定し、第一段階（平成17（2005）年～平成19（2007）年）は初等中等教育に焦点をあてること等が盛り込まれた。また、平成22（2010）年10月の人権理事会において、第二段階（平成22（2010）年～平成26（2014）年）では高等教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムに焦点をあてること、平成26（2014）年9月の人権理事会において、第三段階（平成27（2015）年～令和元（2019）年）では、第1・第2段階の実施の強化に加え、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進、令和元（2019）年9月の人権理事会において、第四段階（令和2（2020）年～令和6（2024）年）では、第1から第3段階までの実施の強化に加え、青少年に対する人権教育の強化等についての行動計画が採択された。

・人権擁護施策推進法

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が期限切れになるため、平成9（1997）年3月から施行された5年の時限立法である。

人権擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにし、人権擁護に資することを目的としている。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、平成11（1999）年7月に人権教育・啓発の基本的事項について、平成13（2001）年5月には人権が侵害された場合における人権救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

・性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念。

・性的指向

恋愛や性愛の対象としてどのような性別を求めるかということ。異性愛、同性愛、両性愛など。

・成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障害のある人など、判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいう。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられたが、平成12（2000）年の民法の改正により、軽度の痴呆等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設され、これまでよりも利用しやすい制度となった。

・世界エイズデー

WHO（世界保健機構）は、昭和63（1988）年に世界的レベルでのエイズ蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱している。平成8（1996）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっている。日本においても12月1日を中心にエイズについて正しい知識を身につけてもらうためのキャンペーン活動を開催している。

・世界人権宣言

昭和23（1948）年12月、第3回国連総会において採択された国際的な人権宣言である。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。採択日の12月10日を「人権デー」と定め、日本では12月4日から12月10までの1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

・SOGI

Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字を取った言葉で、「ソジ」または「ソギ」と読むのが一般的である。性的指向および性自認は、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に限らずすべての人に関わる概念である。

<た行>

・男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるよう、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会のこと。

・地域改善対策特別措置法

国策として本格的に行われた同和対策事業は、昭和44（1969）年に制定された同和対策事業特別措置法（同対法）の施行以降によるもので、10年間の時限立法として施行され、10年後、3年間の延長となった。その後、昭和57（1982）年に地域改善対策特別措置法（地対法）が施行され、「同和対策」という名称から「地域改善対策」に変わった。昭和62（1987）年に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が施行され、その後数度にわたる改正を終えた後、平成14（2002）年に国策としての同和対策事業は終了した。

・同和対策事業特別措置法

昭和44（1969）年7月に制定された10年を期限とする時限立法。同和地区における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とし、国および地方公共団体が実施すべき諸々の事業を掲げている。法成立により、国および地方公共団体は同和対策事業を迅速かつ計画的に行うことが法的に義務づけられた。

・同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策

同和対策については、昭和40（1965）年8月の同和対策審議会答申において、同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策が示され、当面の課題の一つとして、同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のための長期計画策定の必要性がうたわれたが、さらにこれを引き継いで、昭和42（1967）年2月には、同和対策協議会より同和対策長期計画の策定方針に関する意見が提出されるに至った。

各省においては、これらの意見の趣旨に沿い、新たに長期計画を策定するため、昭和42（1967）年度において全国同和地区について基礎調査を、また抽出地区について、同和対策協議会の委員、専門委員等の協力による精密調査を実施し、この結果を基礎として同和対策長期計画を策定した。

・DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人などの親密な関係にある人、またはあった人から受ける様々な暴力行為。

肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。

<な行>

・日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施主体となり、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。援助の内容は福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改修、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等となっている。

<は行>

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13（2001）年10月に施行され、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律である。平成26（2014）年1月の一部改正では、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなった。

・犯罪被害者等

他人の犯罪により被害を受けた者。殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病もしくは障がいという重大な被害を受けた犯罪被害者については、昭和55（1980）年制定の犯罪被害者等給付金支給法により、本人またはその遺族は国より一定の給付金を支給される。

・ハンセン病

「らい菌」によって主に皮膚や末梢神経が侵される慢性の細菌感染症。感染力は極めて弱く、現在では治療法が確立され、適切な治療により完治する。

・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

平成28（2016）年12月に施行され、同和問題（部落差別）の解消を推進し、同和問題（部落差別）のない社会を実現するため、基本理念及び国・地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の充実、教育及び啓発等を行うことについて定めた法律である。

・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

平成28（2016）年6月に施行され、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取り組みを推進するため、基本理念及び国・地方公共団体の責務の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等を実施することについて定めた法律である。

第2次袋井市人権啓発推進計画

発行年月：令和3年3月

編集・発行：袋井市市民生活部しあわせ推進課

袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL 0538-44-3121